

議案第十二号

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十年二月十六日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

杉並区国民健康保険条例（昭和三十四年杉並区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（被保険者としなない者）

第三条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の規定により児童福祉施設に入所している児童及び里親に委託されている児童のうち民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による扶養義務者のないもの（児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者のある者を除く。）は、被保険者としなない。

第六条第一号中「三歳に達する日の属する月の翌月」を「六歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日」に改め、同条第二号中「三歳に達する日の属する月」を「六歳に達する日以後の最初の三月三十一日」に改め、同条第三号中「百分の十」を「百分の二十」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者である場合 百分の三十  
第九条第二項中「含む。」の下に「次条第二項において同じ。」を加え、「行わな  
い」を「行わない」に改める。

第十条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保  
険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関す  
る法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定によ  
つて、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。

第十一条第一項中「（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療を受  
けることができる者を除く。以下この条において同じ。）」を削る。

第十二条中「区は」の下に「、高齢者医療確保法第二十条に規定する特定健康診査及び  
高齢者医療確保法第二十四条に規定する特定保健指導を行うものとするほか、これらの事  
業以外の事業であつて」を加える。

第十三条の二中「国民健康保険法施行令」の下に「（昭和三十三年政令第三百六十二  
号）」を加え、「」及び「の下に「後期高齢者支援金等賦課額（同項に規定する後期高齢  
者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに」を加える。

第十三条の三中「退職被保険者等（法第八条の二）」を「法附則第七条第一項」に、「退  
職被保険者又は退職被保険者の被扶養者をいう。以下同じ」を「退職被保険者等（以下  
「退職被保険者等」という）」に改め、同条第一号中「及び高額療養費」を「、高額療養費

及び高額介護合算療養費」に、「老人保健法」を「高齢者医療確保法」に、「医療費拠出金」を「前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）」に改め、「から、法第七十条第一項第二号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に同号に規定する退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を控除した額」を削り、「老人保健拠出金及び介護納付金（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金をいう。以下同じ）」を「前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護納付金」という」に改め、「支給に要する費用の額並びに」の下に「後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び」を、「合算額」の下に「から法附則第七条第一項第二号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合（以下「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて得た額を控除した額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）」を加え、同条第二号中「負担金（」の下に「高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）並びに」を、「規定による調整交付金（」及び「都道府県調整交付金（」の下に「後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに」を加え、「第七十二条の三第一項の規定による繰入金、法第七十四条及び」を「第七十二条の四第一項の規定による繰入金、法第七十二条の五の規定による負担金、法第七十

四条の規定による補助金、法」に改め、「補助金（」の下に「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに」を加え、「、同条の規定による貸付金（」を「及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに」に、「費用及び」を「費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに」に、「第七十二条の二の二第一項」を「第七十二条の三第一項」に、「第七十二条の四」を「附則第七条第一項」に改め、「療養給付費等交付金」の下に「（以下「療養給付費等交付金」という。）」を加える。

第十四条の四第一項第一号中「百分の百二十四」を「百分の九十」に、「百分の六十」を「百分の六十一」に改め、同項第二号中「三万五千百円」を「二万八千八百円」に、「百分の三十八」を「百分の三十九」に改める。

第十四条の七の見出し中「均等割額」を「被保険者均等割額」に改める。

第十四条の八中「五十三万円」を「四十七万円」に改め、同条の次に次の八条を加える。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第十四条の九 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第十八条の二の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

一 当該年度における後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて

得た額を控除した額

二 当該年度における法第七十条の規定による負担金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第七十二条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第七十二条の二の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第七十五条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に係るものに限る。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。）その他国民健康保険事業に要する費用（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用を除く。）に係るものに限る。）のための収入（法第七十二条の三第一項の規定による繰入金及び療養給付費等交付金を除く。）の額の合算額

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額）

第十四条の十 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）

第十四条の十一 前条の所得割額は、一般被保険者に係る当該年度分の住民税額に次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第十四条の十二 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 百分の二十七(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の百分の六十一に相当する額を一般被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数)

二 被保険者均等割 被保険者一人につき 八千百円(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の百分の三十九に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)

2 前項に規定する保険料率を算定する場合において、小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数を切り上げ、百円未満の端数の金額があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第十四条の十三 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第十四条の十四 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る当該年度分の住民税額に、第十四条の十二の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)

第十四条の十五 第十四条の十三の被保険者均等割額は、第十四条の十二第一項第二号の規定により算定した額と同額とする。

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第十四条の十六 第十四条の十又は第十四条の十三の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十四条の十の後期高齢者支援金等賦課額と第十四条の十三の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第十八条及び第十八条の二において同じ。)は、十二万円を超えることができない。

第十五条第二号中「第七十四条及び」を削り、「並びに同条の規定による」を「及び」に、「第七十二条の二の二第一項」を「第七十二条の三第一項」に改める。

第十五条の四第一項第一号中「百分の二十」を「百分の十八」に、「百分の五十一」を「百分の五十」に改め、同項第二号中「一万二千元」を「一万千円」に、「百分の四十九」を「百分の五十」に改める。

第十五条の六中「の算定及び」を「及び後期高齢者支援金等賦課額の算定並びに」に改める。

第十七条を次のように改める。

(普通徴収に係る保険料の納期)

第十七条 法第七十六条の三第一項の規定による普通徴収に係る保険料の納期は、六月から翌年三月までの各月の初日から末日までとする。

第十七条の二の見出し中「保険料」を「普通徴収に係る保険料」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（普通徴収に係る保険料の納期等の特例）

第十七条の三 前二条の規定にかかわらず、区長は、保険料の賦課額が変更された場合その他必要があると認める場合は、別に納期及び各納期の納付額を定めることができる。

2 前項の場合において、賦課額が変更される前の各納期に納付された額の合算額が変更後の賦課額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該納付義務者の未納に係る徴収金に充当するものとする。

第十八条第一項中「第十四条の五」の下に「、第十四条の十、第十四条の十三」を加え、同条第二項中「第十四条の五」の下に「、第十四条の十、第十四条の十三」を加え、「第五号」を「第八号」に改める。

第十八条の二中「五十三万円」を「四十七万円」に改め、「」及び「」の下に「第十四条の十又は第十四条の十三の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号の口に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が十二万円を超える場合には、十二万円）並びに」を加え、「当該各号の口」を「当該各号の八」に改め、同条第一号中「及び当該年度」を「、当該年度」に改め、「被保険者」の下に「及び特定同一世帯所属者（法第六条第八号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の属する月以後五年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）」を加え、同号イ中「二千千六十円」を「一万七千二百八十円」に改

め、同号口中「七千二百円」を「六千六百六十円」に改め、同号中口を八とし、イの次に次のように加える。

口 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 四  
千八百六十円

第十八条の二第二号中「数」の下に「と特定同一世帯所属者（当該世帯主を除く。）の数の合計数」を加え、同号イ中「一万四千四十円」を「一万千五百二十円」に改め、同号口中「四千八百円」を「四千四百四十円」に改め、同号中口を八とし、イの次に次のように加える。

口 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 三  
千二百四十円

第二十三条第一項中「または一部」を「又は一部」に、「徴収猶予する」を「徴収を猶予する」に改め、同項第一号中「これに」を「これらに」に、「または」を「又は」に改め、同項第二号及び第三号中「または」を「又は」に改め、同項第四号中「前各号」を「前三号」に改め、同条第二項第二号中「納期限」の下に「又は当該保険料の徴収に係る法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十五条第六項に規定する特別徴収対象年金給付（以下「特別徴収対象年金給付」という。）の支払に係る月」を加える。

第二十四条第一項中「災害その他特別の事情により生活が著しく困難となつた者」を「次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 災害その他特別の事情により生活が著しく困難となつた者
- 二 次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後二年を経過する月までの間に限る。）
  - イ 被保険者の資格を取得した日において、六十五歳以上である者
  - ロ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となつた者に限る。）の被扶養者であつた者
- (1) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第三条第二項の規定による日雇特別被保険者を除く。
- (2) 船員保険法の規定による被保険者
- (3) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員
- (4) 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
- (5) 健康保険法第二百二十六条の規定により日雇特別被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第三条第二項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特別被保険者とならない期間内にある者及び同法第二百二十六条第三項の規定により当該日雇特別被保険者手帳を返納した者を除く。

第二十四条第二項第二号中「納期限」の下に「又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対

象年金給付の支払に係る月」を加え、同条第三項中「ただちに」を「直ちに」に改める。

附則第一項の見出しを削る。

附則第二項から第四項までを削る。

附則第五項の見出しを削り、同項中「被保険者」の下に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「（以下「公的年金等所得」という。）」及び「以下「特定公的年金等控除額」という。」を削り、「この規定」を「同条」に、「あるのは」を「あるのは、」に改め、同項を附則第二項とする。

附則第六項中「世帯主及び」を「世帯主又は」に改め、「被保険者」の下に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「この規定」を「同条」に、「あるのは」を「あるのは、」に改め、同項を附則第三項とする。

附則第七項中「世帯主及び」を「世帯主又は」に改め、「被保険者」の下に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「あるのは」を「あるのは、」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第八項中「被保険者」の下に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「この規定」を「同条」に、「あるのは」を「あるのは、」に改め、同項を附則第五項とする。

附則第九項を附則第六項とする。

附則第十項中「被保険者」の下に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「この規定」を「同条」に、「あるのは」を「あるのは、」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第十一項中「被保険者」の下に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附

則第八項とする。

附則第十二項を附則第九項とする。

附則第十三項中「被保険者」の下に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第十項とする。

附則第十四項中「被保険者」の下に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第十一項とする。

附則第十五項を削る。

附則第十六項を附則第十二項とする。

附則第十七項を削る。

附則第十八項中「平成十九年度から平成二十一年度までの各年度」を「平成二十年度及び平成二十一年度」に、「附則第十六項第一号」を「附則第二十六条第一項第一号」に、「法附則第十七項」を「同条第二項」に、「法附則第十六項第二号」を「同条第一項第二号」に、「附則第十六項の」を「附則第二十六条第一項の」に改め、同項を附則第十三項とする。

附則第十九項から第二十四項までを削る。

附則第二十五項中「平成十九年度分」を「平成二十年度分」に改め、同項を附則第十四項とする。

## 附 則

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区国民健康保険条例第十三条の二、第十三条の三、第十四条の四第一項、第十四条の八、第十五条、第十五条の四第一項、第十八条の二及び附則第十四項の規定は、平成二十年度分の保険料から適用し、平成十九年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

保険料率を改定する等の必要がある。

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(被保険者としなない者)</p> <p>第三条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の規定により児童福祉施設に入所している児童及び里親に委託されている児童のうち民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による扶養義務者のないもの(児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者のある者を除く。)は、被保険者としなない。</p>	<p>(被保険者としなない者)</p> <p>第三条 次に掲げる者は、被保険者としなない。</p> <p>一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の規定により児童福祉施設に入所している児童及び里親に委託されている児童のうち民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による扶養義務者のないもの(児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者のある者を除く。)</p> <p>二 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している者のうち、区長が別に定める基準に該当する</p>

(一部負担金)

第六条 保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）について療養の給付を受ける被保険者は、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該給付を受ける際、当該保険医療機関等に支払わなければならない。

- 一 六歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日以後であつて七十歳に達する日の属する月以前である場合 百分の三十
- 二 六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である場合 百分の二十
- 三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 百分の二十

もの

(一部負担金)

第六条 保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）について療養の給付を受ける被保険者は、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該給付を受ける際、当該保険医療機関等に支払わなければならない。

- 一 三歳に達する日の属する月の翌月以後であつて七十歳に達する日の属する月以前である場合 百分の三十
- 二 三歳に達する日の属する月以前である場合 百分の二十
- 三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 百分の十

四 法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者である場合 百分の三十

(出産育児一時金)

第九条 略

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険

四 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十七条の二第一項に規定する者に限る。）について同条第二項に規定するところにより算定した所得の額が同条第三項に規定する額以上であるとき（同条第四項に規定するところにより算定した収入の額が同項に規定する額に満たないときを除く。） 百分の三十

(出産育児一時金)

第九条 略

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険

法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第二項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。

（葬祭費）

第十条 略

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。

（結核・精神医療給付金）

法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第二項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（葬祭費）

第十条 略

（結核・精神医療給付金）

第十一条 結核医療給付金は、被保険者

が感染  
 症の予防及び感染症の患者に対する医療に  
 関する法律（平成十年法律第百十四号）第  
 三十七条の二第一項（同法第六十四条第一  
 項の規定により、読み替えられる場合を含  
 む。）の規定による負担において医療に関  
 する給付を受ける場合であつて、次の各号  
 に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号  
 に定める者が、第三項に定める申請のあつ  
 た月の属する年度（結核医療給付金の申請  
 のあつた月が四月又は五月のときは、前年  
 度）分の特別区民税（市町村民税を含むも  
 のとし、地方税法（昭和二十五年法律第二  
 百二十六号）第三百二十八条の規定によつ  
 て課する所得割を除く。以下この条におい  
 て同じ。）が課されない者（条例の定める

第十一条 結核医療給付金は、被保険者（老

人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の  
 規定による医療を受けることができる者を  
 除く。以下この条において同じ。）が感染  
 症の予防及び感染症の患者に対する医療に  
 関する法律（平成十年法律第百十四号）第  
 三十七条の二第一項（同法第六十四条第一  
 項の規定により、読み替えられる場合を含  
 む。）の規定による負担において医療に関  
 する給付を受ける場合であつて、次の各号  
 に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号  
 に定める者が、第三項に定める申請のあつ  
 た月の属する年度（結核医療給付金の申請  
 のあつた月が四月又は五月のときは、前年  
 度）分の特別区民税（市町村民税を含むも  
 のとし、地方税法（昭和二十五年法律第二  
 百二十六号）第三百二十八条の規定によつ  
 て課する所得割を除く。以下この条におい  
 て同じ。）が課されない者（条例の定める

ところにより当該特別区民税を免除された者を含む。）であるときに支給する。

一及び二 略

2 〵 6 略

(保健事業)

第十二条 区は、高齢者医療確保法第二十条に規定する特定健康診査及び高齢者医療確保法第二十四条に規定する特定保健指導を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、被保険者の健康の保持増進のため、次に掲げる事業を行う。

一 〵 四 略

(保険料の賦課額)

第十三条の二 保険料の賦課額は、被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第二十九条の七第一項に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)及び後期高

ところにより当該特別区民税を免除された者を含む。)であるときに支給する。

一及び二 略

2 〵 6 略

(保健事業)

第十二条 区は、  
、被保険者の健康の保持増進のため、次に掲げる事業を行う。

一 〵 四 略

(保険料の賦課額)

第十三条の二 保険料の賦課額は、被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令第二十九条の七第一項に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)及び

年齢者支援金等賦課額（同項に規定する後期  
 高齢者支援金等賦課額をいう。以下同  
 じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同  
 項に規定する介護納付金賦課被保険者をい  
 う。以下同じ。）につき算定した介護納付  
 金賦課額（同項に規定する介護納付金賦課  
 額をいう。以下同じ。）の合算額とする。  
 （一般被保険者に係る基礎賦課総額）  
 第十三条の三 保険料の賦課額のうち一般被  
 保険者（法附則第七条第一項 に  
 規定する退職被保険者等（以下「退職被保  
 険者等」という。）以外の被保  
 険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課  
 額（第十八条の二の規定により基礎賦課額  
 を減額するものとした場合にあつては、そ  
 の減額することとなる額を含む。）の総額  
 （以下「基礎賦課総額」という。）は、第  
 一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げ  
 る額の見込額を控除した額を基準として算

介護納付金賦課被保険者（同  
 項に規定する介護納付金賦課被保険者をい  
 う。以下同じ。）につき算定した介護納付  
 金賦課額（同項に規定する介護納付金賦課  
 額をいう。以下同じ。）の合算額とする。  
 （一般被保険者に係る基礎賦課総額）  
 第十三条の三 保険料の賦課額のうち一般被  
 保険者（退職被保険者等（法第八条の二に  
 規定する退職被保険者又は退職被保険者の  
 被扶養者をいう。以下同じ。）以外の被保  
 険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課  
 額（第十八条の二の規定により基礎賦課額  
 を減額するものとした場合にあつては、そ  
 の減額することとなる額を含む。）の総額  
 （以下「基礎賦課総額」という。）は、第  
 一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げ  
 る額の見込額を控除した額を基準として算

定した額とする。

一 当該年度における療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額、高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）の納付に要する費用の額

、保健

事業に要する費用の額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康

定した額とする。

一 当該年度における療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額、老人保健法の規定による医療費拠出金

の納付に要する費用の額

から、法第七十条第一項第二号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に同号に規定する退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を控除した額、保健事業に要する費用の額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康

保険の事務（前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する事務を含む。次号において同じ。）の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額並びに後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の

保険の事務（老人保健拠出金及び介護納付金（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金をいう。以下同じ）

介護納付金の

納付に要する費用の額を除く。)の合算額から法附則第七条第一項第二号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合(以下「退職被保険者等所属割合」という。)を乗じて得た額を控除した額(高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)

二 当該年度における法第七十条の規定による負担金(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金(以下「後期高齢者支援金」という。))及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金(以下「病床転換支援金」という。)並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第七十二条の規定による調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第七

納付に要する費用の額を除く。)の合算額

二 当該年度における法第七十条の規定による負担金(

介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第七十二条の規定による調整交付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第七

十二条の二の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第七十二条の四第一項の規定による繰入金、法第七十二条の五の規定による負担金、法第七十四条の規定による補助金、法第七十五条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入（法第七十二条の三第一項の規定に

十二条の二の規定による都道府県調整交付金（  
介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第七十二条の三第一項の規定による繰入金、法第七十四条及び  
第七十五条の規定による補助金（  
介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、同条の規定による貸付金（  
介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用及び  
介護納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入（法第七十二条の二の二第一項の規定に

よる繰入金及び法附則第七条第一項の規定による療養給付費等交付金（以下「療養給付費等交付金」という。）を除く。）の額の合算額

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第十四条の四 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 百分の九十（一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の六十一に相当する額を一般被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数）

二 被保険者均等割 被保険者一人につき二万八千八百円（一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の三十九に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額）

2  
略

よる繰入金及び法第七十二条の四の規定による療養給付費等交付金  
を除く。）の額の合算額

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第十四条の四 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 百分の百二十四（一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の六十二に相当する額を一般被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数）

二 被保険者均等割 被保険者一人につき三万五千円（一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の三十八に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額）

2  
略

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定）

第十四条の七 略

（基礎賦課限度額）

第十四条の八 第十三条の四又は第十四条の五の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十三条の四の基礎賦課額と第十四条の五の基礎賦課額との合算額をいう。第十八条及び第十八条の二において同じ。）は、四十七万円を超えることができない。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第十四条の九 保険料の賦課額のうち一般被

保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額

（第十八条の二の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の均等割額）の算定）

第十四条の七 略

（基礎賦課限度額）

第十四条の八 第十三条の四又は第十四条の五の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十三条の四の基礎賦課額と第十四条の五の基礎賦課額との合算額をいう。第十八条及び第十八条の二において同じ。）は、五十三万円を超えることができない。

賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

一 当該年度における後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額

二 当該年度における法第七十条の規定による負担金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第七十二条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第七十二条の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第七

第十五条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。）その他国民健康保険事業に要する費用（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。）に係るものに限る。）のための収入（法第七十二条の三第一項の規定による繰入金及び療養給付費等交付金を除く。）の額の合算額

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額）

第十四条の十 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び

被保険者均等割額の合算額の総額とする。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第十四条の十一 前条の所得割額は、一般被保険者に係る当該年度分の住民税額に次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第十四条の十二 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 百分の二十七(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の百分の六十一に相当する額を一般被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数)

二 被保険者均等割 被保険者一人につき八千百円(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の百分の三十九に

相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)

2 | 前項に規定する保険料率を算定する場合において、小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数を切り上げ、百円未満の端数の金額があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第十四条の十三 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第十四条の十四 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る当該年度分の住民税額に、第十四条の十二の所得割の保険料率を乗じ

て算定する。

（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定）

第十四条の十五 第十四条の十三の被保険者均等割額は、第十四条の十二第一項第二号の規定により算定した額と同額とする。

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第十四条の十六 第十四条の十又は第十四条の十三の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十四条の十の後期高齢者支援金等賦課額と第十四条の十三の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。

第十八条及び第十八条の二において同じ。）は、十二万円を超えることができない。

（介護納付金賦課総額）

第十五条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第十八条の二の規定により介護納

（介護納付金賦課総額）

第十五条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第十八条の二の規定により介護納

付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

一 略

二 当該年度における法第七十条の規定による負担金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第七十二条の規定による調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第七十二条の二の規定による。）、法第七十二条の二の規定による都道府県調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第七十五条の規定による補助金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び

貸付金（介護納付金の納付に要す

付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

一 略

二 当該年度における法第七十条の規定による負担金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第七十二条の規定による調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第七十二条の二の規定による。）、法第七十二条の二の規定による都道府県調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第七十四条及び第七十五条の規定による補助金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）並びに同条の規定による貸付金（介護納付金の納付に要す

る費用に係るものに限る。)その他国民健康保険事業に要する費用(介護納付金の納付に要する費用(介護納付金の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。)に係るものに限る。)のための収入(法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。)の額の合算額(介護納付金賦課額の保険料率)

第十五条の四 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- 一 所得割 百分の十八(介護納付金賦課総額の百分の五十に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数)
- 二 被保険者均等割 被保険者一人につき 一万千五百円(介護納付金賦課総額の百分の五十に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見

る費用に係るものに限る。)その他国民健康保険事業に要する費用(介護納付金の納付に要する費用(介護納付金の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。)に係るものに限る。)のための収入(法第七十二条の二の二第一項の規定による繰入金を除く。)の額の合算額(介護納付金賦課額の保険料率)

第十五条の四 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- 一 所得割 百分の二十(介護納付金賦課総額の百分の五十一に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数)
- 二 被保険者均等割 被保険者一人につき 一万二千円(介護納付金賦課総額の百分の四十九に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見

込数で除して得た額)

2 略

(準用規定)

第十五条の六 第十四条第二項及び第三項の規定は、退職被保険者等に係る保険料の基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の算定並びに介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課額の算定について準用する。

(普通徴収に係る保険料の納期)

第十七条 法第七十六条の三第一項の規定による普通徴収に係る保険料の納期は、六月から翌年三月までの各月の初日から末日までとする。

(普通徴収に係る保険料の納付額)

第十七条の二 略

(普通徴収に係る保険料の納期等の特例)

第十七条の三 前二条の規定にかかわらず、

込数で除して得た額)

2 略

(準用規定)

第十五条の六 第十四条第二項及び第三項の規定は、退職被保険者等に係る保険料の基礎賦課額の算定及び  
介護納付金賦課被保険者に係る  
保険料の介護納付金賦課額の算定について準用する。

(保険料の納期限)

第十七条 当該年度分の保険料の納期限は、六月から翌年三月までの各月の末日とする。ただし、前年度分までの保険料については、当該保険料を賦課した月の末日とする。

(保険料の納付額)

第十七条の二 略

区長は、保険料の賦課額が変更された場合  
その他必要があると認める場合は、別に納  
期及び各納期の納付額を定めることができ  
る。

2 前項の場合において、賦課額が変更され  
る前の各納期に納付された額の合算額が変  
更後の賦課額を超えることとなるときは、  
その過納額を還付し、又は当該納付義務者  
の未納に係る徴収金に充当するものとする。

（賦課期日後において納付義務の発生、消滅  
又は被保険者数の異動等があつた場合）

第十八条 保険料の賦課期日後に納付義務が  
発生し、又は一世帯に属する被保険者数が  
増加し、若しくは一世帯に属する被保険者  
が介護納付金賦課被保険者となつた場合に  
おける当該納付義務者に係る第十三条の  
四、第十四条の五、第十四条の十、第十四  
条の十三若しくは第十五条の二の額又は次

（賦課期日後において納付義務の発生、消滅  
又は被保険者数の異動等があつた場合）

第十八条 保険料の賦課期日後に納付義務が  
発生し、又は一世帯に属する被保険者数が  
増加し、若しくは一世帯に属する被保険者  
が介護納付金賦課被保険者となつた場合に  
おける当該納付義務者に係る第十三条の  
四、第十四条の五  
若しくは第十五条の二の額又は次

条各号に定める額の算定は、それぞれの納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた日の属する月から月割りをもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅し、又は一世帯に属する被保険者数が減少し、若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合における当該納付義務者に係る第十三条の四、第十四条の五、第十四条の十、第十四条の十三若しくは第十五条の二の額又は次条各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が消滅し、又は被保険者数が減少した日（法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は被保険者数が減少した場合においては、その消滅し、又は減少した日が月の初日であるときに限り、その

条各号に定める額の算定は、それぞれの納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた日の属する月から月割りをもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅し、又は一世帯に属する被保険者数が減少し、若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合における当該納付義務者に係る第十三条の四、第十四条の五  
若しくは第十五条の二の額又は次条各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が消滅し、又は被保険者数が減少した日（法第六条第一号から第五号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は被保険者数が減少した場合においては、その消滅し、又は減少した日が月の初日であるときに限り、その

前日とする。)若しくは介護納付金賦課被  
保険者でなくなつた日の属する月の前月ま  
で月割りをもつて行う。

3 略

(保険料の減額)

第十八条の二 次の各号に該当する納付義務  
者に対して課する保険料の額は、第十三条  
の四又は第十四条の五の基礎賦課額から、  
それぞれ当該各号のイに定める額を減額し  
て得た額(当該減額して得た額が四十七万  
円を超える場合には、四十七万円)及び第  
十四条の十又は第十四条の十三の後期高齢  
者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号  
のロに定める額を減額して得た額(当該減  
額して得た額が十二万円を超える場合に  
は、十二万円)並びに第十五条の二の介護  
納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハ  
に定める額を減額して得た額(当該減額し  
て得た額が九万円を超える場合には、九万

前日とする。)若しくは介護納付金賦課被  
保険者でなくなつた日の属する月の前月ま  
で月割りをもつて行う。

3 略

(保険料の減額)

第十八条の二 次の各号に該当する納付義務  
者に対して課する保険料の額は、第十三条  
の四又は第十四条の五の基礎賦課額から、  
それぞれ当該各号のイに定める額を減額し  
て得た額(当該減額して得た額が五十三万  
円を超える場合には、五十三万円)及び  
第十五条の二の介護  
納付金賦課額から、それぞれ当該各号のロ  
に定める額を減額して得た額(当該減額し  
て得た額が九万円を超える場合には、九万

円)の合算額とする。

一 世帯主、当該年度の保険料賦課期日  
 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生  
 した場合にはその発生した日とする。)  
 現在においてその世帯に属する被保険者  
 及び特定同一世帯所属者(法第六条第八  
 号の規定により被保険者の資格を喪失し  
 た者であつて、当該資格を喪失した日の  
 属する月以後五年を経過する月までの間  
 に限り、同日以後継続して同一の世帯に  
 属するものをいう。以下同じ。)につき  
 地方税法第七百三条の五第一項の規定の  
 例により、算定した総所得金額及び山林  
 所得金額の合算額が、同法第三百十四條  
 の二第二項に規定する金額を超えない世  
 帯に係る保険料の納付義務者  
 イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額  
 被保険者一人について 一万七千二  
 百八十円

円)の合算額とする。

一 世帯主及び当該年度の保険料賦課期日  
 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生  
 した場合にはその発生した日とする。)  
 現在においてその世帯に属する被保険者  
 及び特定同一世帯所属者(法第六条第八  
 号の規定により被保険者の資格を喪失し  
 た者であつて、当該資格を喪失した日の  
 属する月以後五年を経過する月までの間  
 に限り、同日以後継続して同一の世帯に  
 属するものをいう。以下同じ。)につき  
 地方税法第七百三条の五第一項の規定の  
 例により、算定した総所得金額及び山林  
 所得金額の合算額が、同法第三百十四條  
 の二第二項に規定する金額を超えない世  
 帯に係る保険料の納付義務者  
 イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額  
 被保険者一人について 二万千六十  
 円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被  
保険者均等割額 被保険者一人につい  
て 四千八百六十円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均  
等割額 被保険者一人について 六千  
六百六十円

二 前号に規定する総所得金額及び山林所  
得金額の合算額が、地方税法第三百十四  
条の二第二項に規定する金額に地方税法  
施行令（昭和二十五年政令第二百四十五  
号）第五十六条の八十九第一項に定める  
額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期  
日後に保険料の納付義務が発生した場合  
にはその発生した日とする。）現在にお  
いて、その世帯に属する被保険者（当該  
世帯主を除く。）の数と特定同一世帯所  
属者（当該世帯主を除く。）の数の合計  
数を乗じて得た額を加算した金額を超え  
ない世帯に係る保険料の納付義務者であ

ロ 介護納付金賦課額に係る被保険者均  
等割額 被保険者一人について 七千  
二百円

二 前号に規定する総所得金額及び山林所  
得金額の合算額が、地方税法第三百十四  
条の二第二項に規定する金額に地方税法  
施行令（昭和二十五年政令第二百四十五  
号）第五十六条の八十九第一項に定める  
額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期  
日後に保険料の納付義務が発生した場合  
にはその発生した日とする。）現在にお  
いて、その世帯に属する被保険者（当該  
世帯主を除く。）の数

を乗じて得た額を加算した金額を超え  
ない世帯に係る保険料の納付義務者であ

つて前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額  
被保険者一人について 一万千五百  
二十円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被  
保険者均等割額 被保険者一人につい  
て 三千二百四十円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均  
等割額 被保険者一人について 四千  
四百四十円

(徴収猶予)

第二十三条 区長は、保険料の納付義務者が  
次の各号のいずれかに該当することにより  
その納付すべき保険料の全部又は一部を  
一時に納付することができないと認める場  
合においては、その申請によつて、その納  
付することができないと認められる金額を  
限度として、六箇月以内の期間を限つて徴  
収を猶予することができる。

つて前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額  
被保険者一人について 一万四千四  
十円

ロ 介護納付金賦課額に係る被保険者均  
等割額 被保険者一人について 四千  
八百円

(徴収猶予)

第二十三条 区長は、保険料の納付義務者が  
次の各号のいずれかに該当することにより  
その納付すべき保険料の全部または一部を  
一時に納付することができないと認める場  
合においては、その申請によつて、その納  
付することができないと認められる金額を  
限度として、六箇月以内の期間を限つて徴  
収を猶予することができる。

一 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれらに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。

二 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。

三 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。

四 前三号に掲げる理由に類する理由があるとき。

2 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、区長に提出しなければならない。

一 略

二 納期限又は当該保険料の徴収に係る法

第七十六条の四において準用する介護保

険法第三百三十五条第六項に規定する特別

徴収対象年金給付（以下「特別徴収対象

一 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、またはその資産を盗まれたとき。

二 納付義務者がその事業または業務を廃止し、または休止したとき。

三 納付義務者がその事業または業務について甚大な損害を受けたとき。

四 前各号に掲げる理由に類する理由があるとき。

2 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、区長に提出しなければならない。

一 略

二 納期限

年金給付」という。)の支払に係る月及び保険料の額

三 略

(保険料の減免)

第二十四条 区長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。

一 災害その他特別の事情により生活が著しく困難となつた者

二 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後二年を経過する月までの間に限る。)

イ 被保険者の資格を取得した日において、六十五歳以上である者

ロ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者  
(当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者

び保険料の額

三 略

(保険料の減免)

第二十四条 区長は、災害その他特別の事情により生活が著しく困難となつた者  
に対し、保険料を減免することができる。

及

となつた者に限る。）の被扶養者であつた者

(1) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者を除く。

(2) 船員保険法の規定による被保険者  
(3) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員

(4) 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(5) 健康保険法第二百二十六条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第三条第二項ただし書の規定による承

認を受けて同項の規定による日雇特  
例被保険者とならない期間内にある  
者及び同法第二百二十六条第三項の規  
定により当該日雇特例被保険者手帳  
を返納した者を除く。

2 前項の規定により、保険料の減免を受け  
ようとする者は、納期限前七日までに次に  
掲げる事項を記載した申請書に減免を受け  
ようとする理由を証明する書類を添付して  
区長に提出しなければならない。

一 略

二 納期限又は当該保険料の徴収に係る特  
別徴収対象年金給付の支払に係る月及び  
保険料の額

三 略

3 第一項の規定により、保険料の減免を受  
けた者は、その理由が消滅した場合におい  
ては、直ちにその旨を区長に申告しなけ  
ればならない。

2 前項の規定により、保険料の減免を受け  
ようとする者は、納期限前七日までに次に  
掲げる事項を記載した申請書に減免を受け  
ようとする理由を証明する書類を添付して  
区長に提出しなければならない。

一 略

二 納期限

保険料の額

三 略

3 第一項の規定により、保険料の減免を受  
けた者は、その理由が消滅した場合におい  
ては、ただちにその旨を区長に申告しなけ  
ればならない。

及び

附 則

1  
略

( 施行期日 )

1 略

2 削除

( 条例の施行に伴う経過規定 )

3 昭和三十四年度に限り、次の表の上欄に掲げる条文のうち、中欄に掲げる事項は、下欄のとおり読み替えて、これを適用するものとする。

上欄	中欄	下欄
第十三条	所得割額及び被保険者均等割額の合算額 五万円	所得割額及び被保険者均等割額の合算額の十二分の四 一万六千六百六十六円
第十六条	四月一日	十二月一日

( 昭和三十八年度の保険料率 )

4 昭和三十八年度の保険料に限り、第十五条第二号中「六百元」とあるのは、「五百

附 則

- 2| 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得
- について同条第四項に規定する公的年金等控除額（年齢六十五歳以上である者に係るものに限る。）
- の控除を受けた場合における第十八条の二の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて算定した金額から十五万円を控除した金額）」とする。
- 3| 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則
- 5| 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者
- が前年中に所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得（以下「公的年金等所得」という。）について同条第四項に規定する公的年金等控除額（年齢六十五歳以上である者に係るものに限る。以下「特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けた場合における第十八条の二の規定の適用については、この規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて算定した金額から十五万円を控除した金額）」とする。
- 6| 世帯主及びその世帯に属する被保険者が地方税法附則
- （保険料の減額の特例）
- 円」と読み替えて適用するものとする。

第三十四条第四項の譲渡所得を有する場合における第十八条の二の規定の適用については、同条中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに地方税法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

4| 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第三十五条第五項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「地方税法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」とあるのは、「地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額」と読み替えるものとする。

5| 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第三十五条の二第六項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第十八条の二

第三十四条第四項の譲渡所得を有する場合における第十八条の二の規定の適用については、この規定中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに地方税法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

7| 前項の規定は、世帯主及びその世帯に属する被保険者が地方税法附則第三十五条第五項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「地方税法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」とあるのは、「地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額」と読み替えるものとする。

8| 世帯主又はその世帯に属する被保険者が地方税法附則第三十五条の二第六項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第十八条の二

6| の規定の適用については、同条 中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに地方税法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

略

7| 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第三十三条の三第五項の事業所得又は雑所得を有する場合における第十八条の二の規定の適用については、同条 中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに地方税法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

8| 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則

9| の規定の適用については、この規定中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

略

10| 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第三十三条の三第五項の事業所得又は雑所得を有する場合における第十八条の二の規定の適用については、この規定中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

11| 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則

第三十五条の四第四項の事業所得又は雑所得を有する場合における第十八条の二の規定の適用については、同条中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに地方税法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

9| 略

10| 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第十項の条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第十八条の二の規定の適用については、同条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施

第三十五条の四第四項の事業所得又は雑所得を有する場合における第十八条の二の規定の適用については、同条中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに地方税法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

12| 略

13| 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第十項の条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第十八条の二の規定の適用については、同条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施

12|  
略

特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第一号中「同法」とあるのは「地方税法」とする。

11| 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項の条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第十八条の二の規定の適用については、同条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第一号中「同法」とあるのは「地方税法」とする。

特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第一号中「同法」とあるのは「地方税法」とする。

14| 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項の条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第十八条の二の規定の適用については、同条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第一号中「同法」とあるのは「地方税法」とする。

15| 平成十年度分の保険料に限り、第十五条第一号中「百分の百六十二」とあるのは「百分の百八十七」と読み替えて適用する。

16|  
略

17| 平成十八年度における第十三条の三の規

定の適用については、同条第一号中「入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第十一条の規定による改正前の法（以下「平成十八年改正前国保法」という。）第五十二条の規定による入院時食事療養費、平成十八年改正前国保法第五十三条の規定による特定療養費」と、「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、平成十八年改正前国保法附則第十七項の規定による拠出金の二分の一に相当する額」と、「に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費」とあるのは「に係る平成十八年改正前国保法第五十二条の規定による入院時食事療養費、平成十八年改正前国保法第五十三条の規定による特定療養費」と、同条第二号中「その他」とあるのは「平

13 平成二十年度及び平成二十一年度

における第十三条の三の規定の適用については、同条第一号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第二十六条第一項第一号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第二項の規定による拠出金に相当する額及び同条第一項第二号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第二項の規定による拠出金の二分の一に相当する額」と、同条第二号中「その他」とあるのは、「法附則第二十六条第一項の規定による交付金その他」とする。

成十八年改正前国保法附則第十六項の規定による交付金その他」とする。

18 平成十九年度から平成二十一年度までの

各年度における第十三条の三の規定の適用については、同条第一号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第十六項第一号に掲げる交付金を交付する事業に係る法附則第十七項の規定による拠出金に相当する額及び法附則第十六項第二号に掲げる交付金を交付する事業に係る法附則第十七項の規定による拠出金の二分の一に相当する額」と、同条第二号中「その他」とあるのは、「法附則第十六項の規定による交付金その他」とする。

19 平成十八年度分の保険料の賦課に限り、

世帯主又はその世帯に属する被保険者が平成十七年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であ

つて、平成十六年中に公的年金等所得について所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十四号）第一条の規定による改正前の所得税法第三十五条第四項に規定する公的年金等控除額（年齢六十五歳以上である者に係るものに限る。以下「旧所得税法による特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けたときにおける第十八条の二の規定の適用については、附則第五項の規定にかかわらず、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から二十八万円を控除した金額）」とする。

20 平成十九年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が平成十八年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であ

つて、平成十六年中に公的年金等所得について旧所得税法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第十八条の二の規定の適用については、附則第五項の規定にかかわらず、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から二十二万円を控除した金額）」とする。

21 | 平成十八年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が平成十七年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であつて、平成十六年中に公的年金等所得について旧所得税法による特定公的年金等控除額の控除を受けたとき（当該世帯主又はその世帯に属する被保険者に係る当該年度分の都民税又は特別区民税の所得割について

地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号。以下「平成十七年地方税法改正法」という。）附則第二条第三項又は第六条第三項の規定の適用がある場合を除く。）における第十四条第一項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは、「合算額から六千円（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得が二十万円に満たない場合には、当該公的年金等に係る所得の百分の三に相当する額）を控除（当該都民税及び特別区民税に係る所得割の額に相当する金額を限度とする。）した額」とする。

22 平成十八年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が平成十六年十二月三十一日現在において年齢六十五歳以上の者で、同年及び平成十七年の各年の地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（附則第二

十四項において「合計所得金額」という。）が千万円以下であるものである場合（当該世帯主又はその世帯に属する被保険者に係る当該年度分の都民税又は特別区民税の所得割について平成十七年地方税法改正法附則第二条第三項又は第六条第三項の規定の適用がある場合を除く。）における第十四条第一項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは、「合算額から一万五千円を控除（当該都民税及び特別区民税に係る所得割の額に相当する金額を限度とする。）した額」とする。

23) 平成十九年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が平成十八年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であつて、平成十六年中に公的年金等所得について旧所得税法による特定公的年金等控除額の控除を受けたとき（当該世帯主又はそ

の世帯に属する被保険者に係る当該年度分の都民税又は特別区民税の所得割について平成十七年地方税法改正法附則第二条第五項又は第六条第五項の規定の適用がある場合を除く。）における第十四条第一項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは、「合算額から七千円（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得が二十万円に満たない場合には、当該公的年金等に係る所得の百分の三・五に相当する額）を控除（当該都民税及び特別区民税に係る所得割の額に相当する金額を限度とする。）した額」とする。

24 平成十九年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が平成十六年十二月三十一日現在において年齢六十五歳以上の者で、同年及び平成十八年の各年の合計所得金額が千万円以下であるものである場合（当該世帯主又はその世帯

14 平成二十年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が当該年度分の特別区民税に係る地方税法第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額が七百万円以下である者である場合における第十四条第一項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは、「合算額から五万円（地方税法第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額が二百

25 平成十九年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が当該年度分の特別区民税に係る地方税法第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額が七百万円以下である者である場合における第十四条第一項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは、「合算額から五万円（地方税法第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額が二百

に属する被保険者に係る当該年度分の都民税又は特別区民税の所得割について平成十七年地方税法改正法附則第二条第五項又は第六条第五項の規定の適用がある場合を除く。）における第十四条第一項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは、「合算額から一万六千円を控除（当該都民税及び特別区民税に係る所得割の額に相当する金額を限度とする。）した額」とする。

万円に満たない場合には、当該課税総所得金額の百分の二・五に相当する額）を控除（当該都民税及び特別区民税に係る所得割の額に相当する金額を限度とする。）した額」とする。

万円に満たない場合には、当該課税総所得金額の百分の二・五に相当する額）を控除（当該都民税及び特別区民税に係る所得割の額に相当する金額を限度とする。）した額」とする。